

	労働者災害補償保険法	雇用保険法	健康保険法	国民年金法	厚生年金保険法																												
国庫負担等	<p>予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる</p>	<p>次の区分によって、求職者給付(高齢者求職者給付金を除く)及び雇用継続給付(高齢者雇用継続給付を除く)に要する費用の一部を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付の種類</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>求職者給付(高齢者求職者給付金を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日雇労働求職者給付金以外の求職者給付</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>日雇労働求職者給付金</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>広域延長給付を受ける者の求職者給付</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>雇用継続給付(高齢者雇用継続給付を除く)</td> <td>8分の1</td> </tr> </tbody> </table>	給付の種類	負担割合	求職者給付(高齢者求職者給付金を除く)		日雇労働求職者給付金以外の求職者給付	4分の1	日雇労働求職者給付金	3分の1	広域延長給付を受ける者の求職者給付	3分の1	雇用継続給付(高齢者雇用継続給付を除く)	8分の1	<p>①政管健保事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る保険給付に要する費用に、1,000分の164~1,000分の200までの範囲内において政令で定める割合(現在は、1,000分の130)を乗じて得た額を補助する ②前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用(日雇除く)に1,000分の164を乗じて得た額を補助する</p>	<p>毎年度、国民年金事業に要する費用に充てるため、次に掲げる額を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付の種類</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①第1号被保険者の基礎年金給付(②・③除く)</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>②保険料免除期間を有する場合の特別負担</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険料4分の1免除期間の老齢基礎年金給付</td> <td>7分の1</td> </tr> <tr> <td>保険料半額免除期間の老齢基礎年金給付</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>保険料4分の3免除期間の老齢基礎年金給付</td> <td>5分の3</td> </tr> <tr> <td>保険料全額免除期間の老齢基礎年金給付</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>③20歳前障害基礎年金の給付</td> <td>100分の20</td> </tr> </tbody> </table>	給付の種類	負担割合	①第1号被保険者の基礎年金給付(②・③除く)	2分の1	②保険料免除期間を有する場合の特別負担		保険料4分の1免除期間の老齢基礎年金給付	7分の1	保険料半額免除期間の老齢基礎年金給付	3分の1	保険料4分の3免除期間の老齢基礎年金給付	5分の3	保険料全額免除期間の老齢基礎年金給付	全額	③20歳前障害基礎年金の給付	100分の20	<p>毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の2分の1に相当する額を負担する</p>
給付の種類	負担割合																																
求職者給付(高齢者求職者給付金を除く)																																	
日雇労働求職者給付金以外の求職者給付	4分の1																																
日雇労働求職者給付金	3分の1																																
広域延長給付を受ける者の求職者給付	3分の1																																
雇用継続給付(高齢者雇用継続給付を除く)	8分の1																																
給付の種類	負担割合																																
①第1号被保険者の基礎年金給付(②・③除く)	2分の1																																
②保険料免除期間を有する場合の特別負担																																	
保険料4分の1免除期間の老齢基礎年金給付	7分の1																																
保険料半額免除期間の老齢基礎年金給付	3分の1																																
保険料4分の3免除期間の老齢基礎年金給付	5分の3																																
保険料全額免除期間の老齢基礎年金給付	全額																																
③20歳前障害基礎年金の給付	100分の20																																
事務費の負担	<p>毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する</p>	<p>毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担する(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拠出金、介護納付金の納付に要する費用を含む)</p>	<p>毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する</p>	<p>毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務(基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む)の執行に要する費用を負担する</p>																													
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・就職促進給付には国庫負担はない ・教育訓練給付には国庫負担はない ・雇用安定事業等には国庫負担はない ・国庫負担については、当分の間、上表の負担割合による国庫負担の額の100分の55に相当する額を負担する 	<ul style="list-style-type: none"> ・(家族)出産育児一時金には国庫補助はない ・(家族)埋葬料には国庫補助はない ・退職者給付拠出金には国庫補助はない ・組合管掌健康保険には国庫補助はない ・日雇特別被保険者に係る保険給付についても、一定の国庫補助が行われる ・健保組合に対して交付する国庫負担金は、各健保組合における被保険者数を基準として、大臣が算定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、政令の定めるところにより、市町村(特別区を含む)に対し、市町村長が国民年金法又は国民年金法に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する ・経過措置として、平成20年度は次の割合となる <table border="1"> <tbody> <tr> <td>2分の1</td> <td>→</td> <td>3分の1+1,000分の32</td> </tr> <tr> <td>7分の1</td> <td>→</td> <td>10分の1</td> </tr> <tr> <td>3分の1</td> <td>→</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>5分の3</td> <td>→</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>100分の20</td> <td>→</td> <td>100分の37</td> </tr> </tbody> </table>	2分の1	→	3分の1+1,000分の32	7分の1	→	10分の1	3分の1	→	4分の1	5分の3	→	2分の1	100分の20	→	100分の37	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から特定年度の前年度までは、基礎年金拠出金の額に、3分の1に1,000分の32を加えた率を乗じて得た額の国庫負担が行われる 														
2分の1	→	3分の1+1,000分の32																															
7分の1	→	10分の1																															
3分の1	→	4分の1																															
5分の3	→	2分の1																															
100分の20	→	100分の37																															

	国民健康保険法	高齢者医療確保法(後期高齢者医療制度)	介護保険法	船員保険法	児童手当法																																																																																	
国庫負担等	<p>①国は、市町村に対し、療養の給付等の支給に要する費用、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用についての合算額の100分の34を負担する ②国は、組合に対し、療養の給付等の支給に要する費用、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用についての合算額の100分の32を補助することができる</p>	<p>それぞれ次の額を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">公費の負担</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12分の4(調整交付金含む)</td> <td>12分の1</td> <td>12分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国の負担のうち12分の1は調整交付金</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>公費(国:都道府県:市長村=4:1:1)</td> <td>約5割</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金</td> <td>約4割</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>約1割</td> </tr> </tbody> </table>	公費の負担			国	都道府県	市町村	12分の4(調整交付金含む)	12分の1	12分の1	公費(国:都道府県:市長村=4:1:1)	約5割	後期高齢者支援金	約4割	保険料	約1割	<p>それぞれ次の額を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">介護給付・予防給付(②を除く)に要する費用</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の25</td> <td>100分の12.5</td> <td>100分の12.5</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国の負担のうち100分の5は調整交付金</p> <p>介護給付(介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る)・び予防給付(介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る)に要する費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の20</td> <td>100分の17.5</td> <td>100分の12.5</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国の負担のうち100分の5は調整交付金</p> <p>地域支援事業(介護予防事業に限る)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の25</td> <td>100分の12.5</td> <td>100分の12.5</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域支援事業(介護予防事業を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の50</td> <td>100分の25</td> <td>100分の25</td> <td>100分の100</td> </tr> </tbody> </table> <p>包括的支援事業等支援額の</p>	介護給付・予防給付(②を除く)に要する費用				国	都道府県	市町村	合計	100分の25	100分の12.5	100分の12.5	100分の50	国	都道府県	市町村	合計	100分の20	100分の17.5	100分の12.5	100分の50	国	都道府県	市町村	合計	100分の25	100分の12.5	100分の12.5	100分の50	国	都道府県	市町村	合計	100分の50	100分の25	100分の25	100分の100	<p>国庫は次に掲げる額を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付の種類</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>求職者等給付(就職促進手当・高齢求職者給付金を除く)</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>雇用継続給付(高齢雇用継続基本給付金及び高齢再就職給付金を除く)</td> <td>8分の1</td> </tr> </tbody> </table>	給付の種類	負担割合	求職者等給付(就職促進手当・高齢求職者給付金を除く)	4分の1	雇用継続給付(高齢雇用継続基本給付金及び高齢再就職給付金を除く)	8分の1	<p>それぞれ次の額を負担する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">児童手当の負担</th> </tr> <tr> <th colspan="4">被用者(公務員を除く)</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10分の7</td> <td>10分の1</td> <td>10分の1</td> <td>10分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>被用者・公務員以外の者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>3分の1</td> <td>3分の1</td> <td>3分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>公務員</p> <p>所属する国・都道府県・市町村が全額負担</p>	児童手当の負担				被用者(公務員を除く)				事業主	国	都道府県	市町村	10分の7	10分の1	10分の1	10分の1	事業主	国	都道府県	市町村	—	3分の1	3分の1	3分の1
公費の負担																																																																																						
国	都道府県	市町村																																																																																				
12分の4(調整交付金含む)	12分の1	12分の1																																																																																				
公費(国:都道府県:市長村=4:1:1)	約5割																																																																																					
後期高齢者支援金	約4割																																																																																					
保険料	約1割																																																																																					
介護給付・予防給付(②を除く)に要する費用																																																																																						
国	都道府県	市町村	合計																																																																																			
100分の25	100分の12.5	100分の12.5	100分の50																																																																																			
国	都道府県	市町村	合計																																																																																			
100分の20	100分の17.5	100分の12.5	100分の50																																																																																			
国	都道府県	市町村	合計																																																																																			
100分の25	100分の12.5	100分の12.5	100分の50																																																																																			
国	都道府県	市町村	合計																																																																																			
100分の50	100分の25	100分の25	100分の100																																																																																			
給付の種類	負担割合																																																																																					
求職者等給付(就職促進手当・高齢求職者給付金を除く)	4分の1																																																																																					
雇用継続給付(高齢雇用継続基本給付金及び高齢再就職給付金を除く)	8分の1																																																																																					
児童手当の負担																																																																																						
被用者(公務員を除く)																																																																																						
事業主	国	都道府県	市町村																																																																																			
10分の7	10分の1	10分の1	10分の1																																																																																			
事業主	国	都道府県	市町村																																																																																			
—	3分の1	3分の1	3分の1																																																																																			
事務費の負担	<p>国は、組合に対して国民健康保険の事務(前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金の納付に関する事務を含む)の執行に要する費用を負担する</p>	<p>国は、予算の範囲内において、後期高齢者医療に要する費用の一部を補助することができる</p>	<p>国は、上記のほか、予算の範囲内において、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる ・都道府県は、上記のほか、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる</p>	<p>国庫は、毎年度、予算の範囲内において、船員保険事業の事務の執行に要する費用を負担する</p>	<p>国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用を負担する</p>																																																																																	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・調整交付金等 国は、国民健康保険の財政を調整するため、市町村に対して調整交付金を交付する ・都道府県調整交付金 都道府県は、当該都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、市町村に対して都道府県調整交付金を交付する 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び都道府県は、上記負担の他、後期高齢者医療広域連合に対し、それぞれ高額医療費負担対象額の4分の1に相当する額を負担する。 ・都道府県、市町村及び後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる 			<p>小学校修了前特例給付の負担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">公務員以外の者</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>3分の1</td> <td>3分の1</td> <td>3分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>公務員</p> <p>所属する国・都道府県・市町村が全額負担</p>	公務員以外の者				事業主	国	都道府県	市町村	—	3分の1	3分の1	3分の1																																																																					
公務員以外の者																																																																																						
事業主	国	都道府県	市町村																																																																																			
—	3分の1	3分の1	3分の1																																																																																			